

定 款

株式会社ロコガイド

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ロコガイドと称する。英文では Locoguide Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 地域情報の提供事業に関する各種サービスの企画、開発、制作及び提供
- (2) チラシ及び特売情報の提供事業に関する各種サービスの企画、開発、制作及び提供
- (3) フランチャイズチェーンへの経営及び技術指導
- (4) インターネットを利用した各種情報収集、情報処理、情報提供、市場調査、その他情報サービスに係る事業
- (5) 小売業
- (6) システム、ソフトウェア及びハードウェアの企画、開発、設計、製造、販売、使用許諾、保守、管理及びこれらの代理業
- (7) コンテンツ（文章、音声、画像、動画、コンピュータソフトウェア等）の企画、開発、制作、編集、販売及び配信
- (8) 広告事業及びその代理業
- (9) 出版事業
- (10) 飲食店業
- (11) 不動産の売買、仲介、賃貸借、管理、鑑定及びこれらの代理業
- (12) 農業及び農業サービス業
- (13) 各種イベント等の運営に係る事業
- (14) コンサルティング事業
- (15) 集金の代行業
- (16) 金融業、投資業、貸金業、貸金代理業、資金決済に係る事業
- (17) 生命保険及び損害保険の募集、締結の媒介に関する業務及び損害保険代理業
- (18) 各種物品の企画、開発、販売及び無体財産権（著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）の取得、管理、使用許諾、譲渡並びにこれらの仲介、代理業
- (19) 古物商
- (20) 旅行業及び旅行業者代理業
- (21) 労働者派遣事業
- (22) 職業紹介事業
- (23) 電気通信事業
- (24) 写真、録画、録音物の企画、制作、編集、販売及びこれらの仲介業
- (25) 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、28,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿、新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、別途定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎事業年度末日とする。

(株主総会の招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた

- 取締役が招集し、議長となる。
2. 株主総会の招集権者である取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役に招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は 9 名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は 5 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期が満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第 22 条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。
2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
 3. 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、役付取締役を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた取締役が招集し、議長となる。
2. 取締役会の招集権者である当取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。
2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

- 第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

- 第 26 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の委任)

- 第 27 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会議事録)

- 第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

- 第 29 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

- 第 30 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

(取締役の報酬等)

第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会)

第 32 条 監査等委員会は、監査等委員である取締役で組織する。

2. 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。
3. 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 33 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 34 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 35 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規程)

第 36 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 37 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 38 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬等)

第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 40 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 41 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当)

第 42 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。
3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 43 条 配当財産が金銭である場合において、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

2. 未払の配当金には利息をつけない。

2016 年 7 月 1 日 制定

2016 年 12 月 7 日 改訂

2017 年 1 月 13 日 改訂

2017 年 6 月 29 日 改訂

2018 年 3 月 29 日 改訂

2018 年 3 月 30 日 改訂

2018 年 6 月 25 日 改訂

2019 年 6 月 26 日 改訂

2019 年 8 月 1 日 改訂

2019 年 8 月 21 日 改訂

2019 年 9 月 1 日 改訂

2019 年 9 月 7 日 改訂